

計画作成年度	令和4年度
計画主体	常陸太田市

常陸太田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 常陸太田市農政部農政課
所在地 茨城県常陸太田市金井町3690
電話番号 0294-72-3111
FAX番号 0294-72-0288
メールアドレス noseil@city.hitachiota.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、ハクビシン、カモ、カワウ、アライグマ、ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	市内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	アスパラガス	4千円 0a
	さといも	64千円 3a
	そば	1千円 0a
	トマト	998千円 6a
	ばれいしょ	848千円 20a
	小豆	17千円 2a
	水稻	132千円 11a
	大豆	1千円 0a
	ぶどう	10千円 0a
	計	2,075千円 42a
ハクビシン	いちご	55千円 0a
	かぼちゃ	148千円 4a
	すいか	119千円 2a
	トマト	229千円 1a
	未成熟とうもろこし	9千円 0a
	計	560千円 7a
合計	2,635千円 49a	

カラス、カモ、カワウ、アライグマについては、被害実績はあるが、数値の把握が困難なため、記載なし

(2) 被害の傾向

イノシシについては、市内全域で水稻及び野菜類を中心に被害が発生している。主な事例としては、水田の踏み荒らし、収穫期における野菜の食害が発生している。さらに、侵入防止柵周囲の掘り起し、畦畔及び水路の崩壊等の被害統計値に表れない被害が発生している。

カラス及びハクビシンについては、果樹等の食害が多く、住宅地での生活環境被害も発生している。

カモについては、5月下旬から6月上旬頃にかけて、田植後の水稻抜き取りや踏み荒し、水稻の食害が発生している。

カワウについては、市内に流れる川において、本流で放流したアユの稚魚が捕食される被害が発生している。

アライグマについては、現時点で農作物への被害報告はごくわずかであるが、住宅地での生活環境被害が発生している。

ニホンジカについては、現時点で特段の被害報告はないものの、令和元年より当市および周辺地域での目撃情報が増加しており、農作物や林産物への被害が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

獣種	指標	現状値（3年度）	目標値（7年度）
イノシシ	被害金額	2,075 千円	2,075 千円
	被害面積	42a	42a
ハクビシン	被害金額	560 千円	560 千円
	被害面積	7a	7a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会員による有害鳥獣捕獲隊を編成し、有害鳥獣捕獲を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器 ・わな（くくりわな、箱わな、囲いわな） 	<p>捕獲隊員の高齢化に伴い、担い手が減少しており、新たな捕獲隊員の確保が課題である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣による農作物の被害防止のため、防護柵を購入し設置した者に助成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人・法人：購入額の3分の2以内を助成 ・集団（2戸以上）：購入額の3分の2以内を助成 	<p>効率的かつ効果的な防護柵の設置には、地域ぐるみによる広域的な設置が有効であるため、被害地区の協力が必要不可欠である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>鳥獣被害から農作物を守る方法を広報等により周知し、被害防止対策に関する知識の普及を行っている。</p>	<p>地域ぐるみによる広域的な被害防止対策の推進のため、地域住民一人一人の被害防止対策に関する知識を向上させることが必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

これまで、鳥獣による農作物被害を防止するため、有害鳥獣捕獲隊による捕獲の実施、防護柵の設置の促進、地域住民に対する鳥獣被害防止対策に関する知識の普及を行ってきた。今後、被害軽減目標を達成するため、以下の被害防止対策に取り組む。

- ・町会長の協力により詳細な被害情報を把握し、地域ぐるみによる広域的な侵入防止柵の設置促進を図る。
- ・新たな捕獲隊員の確保策について検討する。
- ・農作物への鳥獣被害対策に関する助成制度を広報等により市民に周知する。
- ・狩猟者の減少を防ぐため狩猟免許（わな）新規取得を推進する。
- ・ニホンジカの定着を防止するための予察捕獲を実施する。
- ・捕獲隊員の高齢化に伴い、従事者の負担軽減のため、ICT等の導入を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会太田支部会員による有害鳥獣捕獲隊の編成を行い、有害鳥獣捕獲を実施し、銃器及びわな（くくりわな、箱わな、囲いわな）による捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材の整備 ・捕獲隊員の担い手の確保及び育成 ・狩猟免許（わな）取得に対する助成
	カラス	
	ハクビシン	
	カモ	
	カワウ	
	アライグマ	
	ニホンジカ	
6年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材の整備 ・捕獲隊員の担い手の確保及び育成 ・狩猟免許（わな）取得に対する助成
	カラス	
	ハクビシン	
	カモ	
	カワウ	
	アライグマ	
	ニホンジカ	
7年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材の整備 ・捕獲隊員の担い手の確保及び育成 ・狩猟免許（わな）取得に対する助成
	カラス	
	ハクビシン	

カモ
カワウ
アライグマ
ニホンジカ

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方																																																																							
<p>イノシシについては、茨城県イノシシ管理計画に基づく適切な個体調整を踏まえ、過去3年間の被害発生や捕獲実績を参考に設定する。</p> <p>その他の対象鳥獣についても、過去3年間の被害発生や捕獲実績を参考に設定する。</p> <p>(被害状況) (単位：a)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>イノシシ</th> <th>カラス</th> <th>ハクビシン</th> <th>カモ</th> <th>カワウ</th> <th>アライグマ</th> <th>ニホンジカ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>125</td> <td>4</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>205</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>42</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(捕獲頭数) (単位：頭、羽)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>イノシシ</th> <th>カラス</th> <th>ハクビシン</th> <th>カモ</th> <th>カワウ</th> <th>アライグマ</th> <th>ニホンジカ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>504</td> <td>32</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>496</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>144</td> <td>40</td> <td>26</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>								年度	イノシシ	カラス	ハクビシン	カモ	カワウ	アライグマ	ニホンジカ	1	125	4	20	0	0	1	0	2	205	14	7	3	0	1	0	3	42	0	7	0	0	0	0	年度	イノシシ	カラス	ハクビシン	カモ	カワウ	アライグマ	ニホンジカ	1	504	32	11	11	0	0	0	2	496	45	47	13	0	1	0	3	144	40	26	5	0	1	0
年度	イノシシ	カラス	ハクビシン	カモ	カワウ	アライグマ	ニホンジカ																																																																
1	125	4	20	0	0	1	0																																																																
2	205	14	7	3	0	1	0																																																																
3	42	0	7	0	0	0	0																																																																
年度	イノシシ	カラス	ハクビシン	カモ	カワウ	アライグマ	ニホンジカ																																																																
1	504	32	11	11	0	0	0																																																																
2	496	45	47	13	0	1	0																																																																
3	144	40	26	5	0	1	0																																																																

ア 捕獲計画数

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	400頭	400頭	400頭
カラス	100羽	100羽	100羽
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
カモ	20羽	20羽	20羽
カワウ	10羽	10羽	10羽
アライグマ	30頭	30頭	30頭
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭

イ 捕獲等の取組内容

<p>捕獲方法：銃器及びわな（くくりわな、箱わな、囲いわな）</p> <p>実施予定時期：4月～翌年3月</p> <p>捕獲予定場所：市内全域（市街地を除く）</p>

ウ ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

農作物被害防止のための銃によるイノシシの捕獲は、ライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。実施にあたって、捕獲従事者に対し法令遵守の徹底を促すとともに、住民への広報周知により安全確保を図る。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	イノシシ、カラス、ハクビシン、カモ、カワウ、アライグマ、ニホンジカを含む鳥獣 21 種について、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ カラス ハクビシン カモ カワウ アライグマ ニホンジカ	防護柵等購入助成 件数：190件 (32,000m)	防護柵等購入助成 件数：190件 (32,000m)	防護柵等購入助成 件数：190件 (32,000m)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ カラス ハクビシン カモ カワウ アライグマ ニホンジカ	対象鳥獣に合わせた適切な防護柵の維持管理を行い、助成制度により適宜修繕を促す。	対象鳥獣に合わせた適切な防護柵の維持管理を行い、助成制度により適宜修繕を促す。	対象鳥獣に合わせた適切な防護柵の維持管理を行い、助成制度により適宜修繕を促す。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

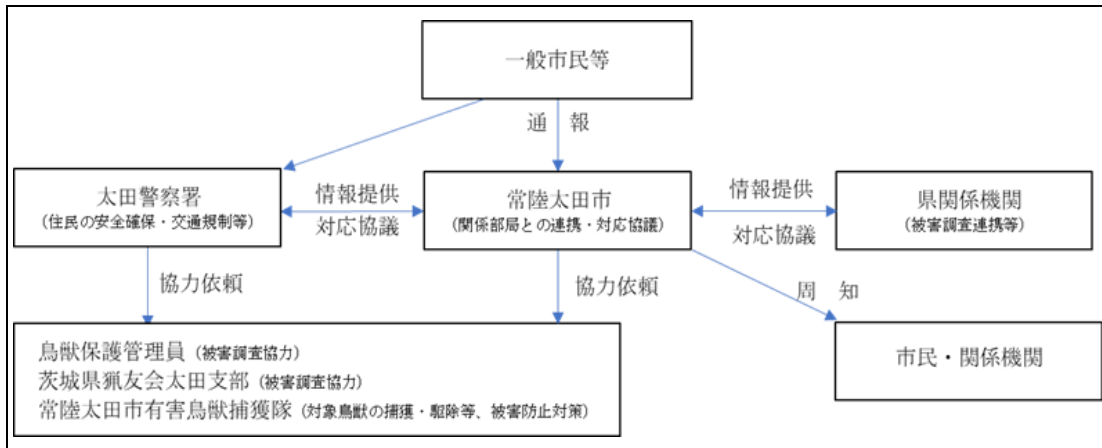
年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ	被害防止対策に関する知識の普及、侵入防止柵の適正管理、地域ぐるみによる自衛対策（農地周辺の緩衝帯設置）の普及
	ニホンジカ	
	ハクビシン	
	アライグマ	
	カラス	追い払いによる自衛対策の普及、防鳥ネットの適正管理
	カモ	
	カワウ	
6年度	イノシシ	被害防止対策に関する知識の普及、侵入防止柵の適正管理、地域ぐるみによる自衛対策（農地周辺の緩衝帯設置）の普及
	ニホンジカ	
	ハクビシン	
	アライグマ	
	カラス	追い払いによる自衛対策の普及、防鳥ネットの適正管理
	カモ	
	カワウ	
7年度	イノシシ	被害防止対策に関する知識の普及、侵入防止柵の適正管理、地域ぐるみによる自衛対策（農地周辺の緩衝帯設置）の普及
	ニホンジカ	
	ハクビシン	
	アライグマ	
	カラス	追い払いによる自衛対策の普及、防鳥ネットの適正管理
	カモ	
	カワウ	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
常陸太田市農政部農政課 常陸太田市関係部局	住民対応、関係機関との連絡・調整
茨城県猟友会太田支部	被害調査協力
常陸太田市有害鳥獣捕獲隊	対象鳥獣の捕獲・駆除等、被害防止対策
鳥獣保護管理員	被害調査協力
太田警察署	捕獲隊の活動支援 住民の安全確保、交通規制等
茨城県県北農林事務所経営 ・普及部門地域普及第一課	被害調査連携
茨城県県北県民センター環境 ・保安課	野生鳥獣の保護管理及び鳥獣保護管理法の助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、市の清掃センターにて焼却処分する等適切な処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称：常陸太田市鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
常陸太田市農政部農政課	事業統括
茨城県猟友会太田支部	事業推進協力、被害調査連携
常陸太田市有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣捕獲実施、被害調査連携
鳥獣保護管理員	被害調査連携、防除技術指導
常陸太田市森林組合	事業推進協力
常陸農業協同組合	被害調査協力、防除技術指導
茨城県県北農林事務所経営・普及部門地域普及第一課	被害調査連携
茨城県県北県民センター環境・保安課	野生鳥獣の保護管理及び鳥獣保護管理法の助言
常陸太田地区町会長協議会 金砂郷地区町会長協議会 水府地区町会長協議会 里美地区町会長協議会	被害調査等連携

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城森林管理署	有害鳥獣捕獲の際の入林手続き

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

イノシシによる農作物被害がある中山間地域においては、集落における自己防衛対策の推進を図るものとする。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣の捕獲及び被害防止の為の環境整備に当たっては、適宜有識者の適切な指導を求め、効果的な有害鳥獣対策の実行を目指す。 茨城栃木鳥獣害広域対策協議会により近隣市町村との広域的な連携を図る。
--